

媒介条件表

媒介手数料の計算方法

媒介金額の 5.0%以内

但し、貸借期間が1年未満の場合は次の算式による

媒介金額×5.0%÷365(閏年の場合は366)×貸借日数

=媒介手数料

媒介に係る貸付の条件

貸付けの種類

証書貸付・手形貸付・売渡担保・ファクタリング・その他

貸付利率

実質年率 20.0%以内

返済の方式

一括・元利均等・元金均等・自由弁済方式

返済の期間

1日～600か月

返済の回数

1回～600回

貸付の限度額

10億円

審査をする旨

要

当社が契約する貸金業務にかか る指定紛争解決機関

名称 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

所在地 〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15
二葉高輪ビル2階

電話番号 03-5739-3861

当社が契約する指定信用情 報機関

名称 株式会社日本信用情報機構

株式会社シーアイシー

貸金業務取扱主任者の氏名

伊藤 勝啓